

令和3年2月12日提出

令和3年3月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

令和3年3月市議会定例会議案参考資料目録（その2）

議案番号	件名	頁
議案第10号	木更津市教育委員会教育長の履歴事項	1
議案第16号	附属機関設置条例の新旧対照表	2
議案第17号	木更津市行政組織条例の新旧対照表	3
議案第18号	手数料条例の新旧対照表	4
議案第19号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表	18
議案第20号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	19
議案第21号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	21
議案第22号	木更津市中心身障害児福祉手当支給条例の新旧対照表	22
議案第23号	木更津市介護保険条例の新旧対照表	23
議案第24号	木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	26
議案第25号	木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	27
議案第26号	木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の新旧対照表	28
議案第27号	木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の新旧対照表	32

議案第28号	木更津市営住宅設置管理条例の新旧対照表	28
議案第29号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表	37
議案第30号	事業概要等	38
議案第31号	事業概要等	39
議案第32号	貸付理由等概要	41
議案第33号	譲渡理由等概要	42
議案第36号	変更内容及び変更理由	43
議案第38号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の新旧対照表	44

議案第10号 (木更津市教育委員会教育長の任命)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 廣 部 昌 弘

生年月日

(経 歴)

新旧対照表

○議案第16号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年9月28日 条例第28号						昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市庁舎 整備事業者選 定審査委員会	本市の庁舎整備事業の 事業者を選定するため 調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市の職員	7人以内	2年	木更津市庁舎 整備検討委員 会	本市の庁舎整備基本構 想及び基本計画の見直 しについて調査審議し 、必要な事項を市長に 答申し、又は建議する こと。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を 代表する者 3 公募	10人以内	2年
略						略					

新旧対照表

○議案第17号 木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市行政組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和46年6月28日 条例第28号</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に掲げる部等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～エ 略 <u>オ 公共施設マネジメントに関する事項</u> (2)～(10) 略</p>	<p>木更津市行政組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和46年6月28日 条例第28号</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に掲げる部等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～エ 略 (2)～(10) 略</p>

新旧対照表

○議案第18号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号 別表第3（第2条）			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号 別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略	略	略	略	略	略
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア～ウ 略 エ 非住宅建築物（住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 300平方メートル以内のもの 9,000円 (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア～ウ 略 エ 非住宅建築物（住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 28,000円

- (エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 76,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 120,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 152,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 189,000円

オ 略

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア～ウ 略

エ 非住宅建築物 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 215,000円
- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 269,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 347,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 495,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 610,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 721,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超

- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 85,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 134,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 170,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 212,000円

オ 略

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア～ウ 略

エ 非住宅建築物 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 255,000円
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 407,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 579,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 703,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 837,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超

		えるもの 822,000円 オ 略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） ア 工場等（非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。） 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 29,000円 (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 41,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 96,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 142,000円

		えるもの 956,000円 オ 略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(オ) 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
176,000円

(カ) 25,000平方メートル以上
のもの 217,000円

イ ア以外の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 495,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 610,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円

(カ) 25,000平方メートル以上
のもの 822,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物

ア 工場等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円

ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 495,000円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 610,000円

エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円

オ 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

00平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 90,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 168,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

イ ア以外の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 105,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの

ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円

エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円

オ 25,000平方メートル以上のもの

		のもの 410,000円
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 非住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の非住宅部分を有する建築物をいう。） ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの (ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が a 略 b <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 16,000円 c <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 26,000円 d <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 76,000円 e <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 120,000円 f <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 152,000円 g <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 189,000円 (イ) (ア) 以外の場合 認定申請1件につき当該申請に係る

		410,000円
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 非住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の非住宅部分を有する建築物をいう。） ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの (ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が a 略 b <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 26,000円 c <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 76,000円 d <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 120,000円 e <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 152,000円 f <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 189,000円 (イ) (ア) 以外の場合 認定申請1件につき当該申請に係る

建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 495,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 610,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの

(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 495,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 610,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの

(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
76,000円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
120,000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
152,000円

g 25,000平方メートル以上のもの
189,000円

(イ) (ア) 以外の場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

a 略

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
105,000円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
138,000円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
223,000円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
291,000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
349,000円

g 25,000平方メートル以上のもの
410,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書の場合によるもの 認定申請1件につき当該申請に係る建築物

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
76,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
120,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
152,000円

f 25,000平方メートル以上のもの
189,000円

(イ) (ア) 以外の場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

a 略

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
138,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
223,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
291,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
349,000円

f 25,000平方メートル以上のもの
410,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書の場合によるもの 認定申請1件につき当該申請に係る建築物

		<p>の床面積の合計が</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 16,000円</p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 26,000円</p> <p>(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 76,000円</p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 120,000円</p> <p>(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 152,000円</p> <p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 189,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに(1)から(3)までにより算定した額を合計した額</p>			<p>の床面積の合計が</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 26,000円</p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 76,000円</p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 120,000円</p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 152,000円</p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 189,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに(1)から(3)までにより算定した額を合計した額</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物

		<p>ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額</p> <p>(2) (1)以外の場合 変更認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>			<p>ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額</p> <p>(2) (1)以外の場合 変更認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>(1) 非住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の非住宅部分を有する建築物をいう。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>(1) 非住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の非住宅部分を有する建築物をいう。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準</p>

に対する審査

等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するもの

(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 189,000円

(イ) (ア) 以外の場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円

に対する審査

等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するもの

(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 269,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 189,000円

(イ) (ア) 以外の場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

- a 略
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
495,000円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
610,000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
720,000円

g 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するもの
(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

a 略

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
495,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
610,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
720,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するもの
(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が

a 略

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円

g 25,000平方メートル以上の
もの 189,000円

(イ) (ア) 以外の場合 認定
申請 1 件につき当該申請に係る
建築物の床面積の合計が

a 略

b 300平方メートル以上1,000
平方メートル未満のもの 10
5,000円

c 1,000平方メートル以上2,0
00平方メートル未満のもの
138,000円

d 2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満のもの
223,000円

e 5,000平方メートル以上10,
000平方メートル未満のもの
291,000円

f 10,000平方メートル以上25
,000平方メートル未満のもの
349,000円

g 25,000平方メートル以上の
もの 410,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準
等を定める省令第1条第1項第1
号ただし書の場合によるもの 認定
申請 1 件につき当該申請に係る
建築物の床面積の合計が

(ア) 略

(イ) 300平方メートル以上1,0
00平方メートル未満のもの 16
,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2
,000平方メートル未満のもの
26,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5

f 25,000平方メートル以上の
もの 189,000円

(イ) (ア) 以外の場合 認定
申請 1 件につき当該申請に係る
建築物の床面積の合計が

a 略

b 300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの 13
8,000円

c 2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満のもの
223,000円

d 5,000平方メートル以上10,
000平方メートル未満のもの
291,000円

e 10,000平方メートル以上25
,000平方メートル未満のもの
349,000円

f 25,000平方メートル以上の
もの 410,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準
等を定める省令第1条第1項第1
号ただし書の場合によるもの 認定
申請 1 件につき当該申請に係る
建築物の床面積の合計が

(ア) 略

(イ) 300平方メートル以上2,0
00平方メートル未満のもの 26
,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5

		<u>、000平方メートル未満のもの</u> <u>76,000円</u> (オ) <u>5,000平方メートル以上1</u> <u>0,000平方メートル未満のもの</u> <u>120,000円</u> (カ) <u>10,000平方メートル以上</u> <u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>152,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートル以上</u> <u>のもの 189,000円</u> (2)・(3) 略
略		

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。

		<u>、000平方メートル未満のもの</u> <u>76,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上1</u> <u>0,000平方メートル未満のもの</u> <u>120,000円</u> (オ) <u>10,000平方メートル以上</u> <u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>152,000円</u> (カ) <u>25,000平方メートル以上</u> <u>のもの 189,000円</u> (2)・(3) 略
略		

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。

新旧対照表

○議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>附 則</p> <p>3 令和2年6月1日から令和4年3月31日までの間において特別職の職員に支給する給料月額は、第3条各号の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額をそれぞれ支給する。</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>附 則</p> <p>3 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間において特別職の職員に支給する給料月額は、第3条各号の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額をそれぞれ支給する。</p>

新旧対照表

○議案第20号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号</p>	<p>木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア～エ 略</p>	<p>ア～エ 略</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u></p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>

3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

新旧対照表

○議案第21号 木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例 昭和62年3月27日 条例第14号		木更津市保育園の設置及び管理に関する条例 昭和62年3月27日 条例第14号	
別表（第3条）		別表（第3条）	
名称	位置	名称	位置
木更津市立桜井保育園	木更津市桜井新町五丁目6番地3	木更津市立桜井保育園	木更津市桜井新町五丁目6番地3
木更津市立吾妻保育園	木更津市吾妻二丁目10番7号	木更津市立吾妻保育園	木更津市吾妻二丁目10番7号
木更津市立中郷保育園	木更津市十日市場162番地の1	木更津市立中郷保育園	木更津市十日市場162番地の1
略		略	

新旧対照表

○議案第22号 木更津市心身障害児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市心身障害児童福祉手当支給条例</p> <p style="text-align: right;">昭和44年3月31日 条例第4号</p> <p>(手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 手当の支給額は、障害児1人につき月額4,000円とし、次の表に掲げる区分によつて支給する。ただし、受給権が消滅した場合におけるその期間の手当は、その支給月でない月であつても支給する。</p> <p>略</p>	<p>木更津市心身障害児童福祉手当支給条例</p> <p style="text-align: right;">昭和44年3月31日 条例第4号</p> <p>(手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 手当の支給額は、障害児1人につき月額4,000円とし、次の表に掲げる区分によつて支給する。</p> <p>略</p>

新旧対照表

○議案第23号 木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市介護保険条例 平成12年3月25日 条例第7号	木更津市介護保険条例 平成12年3月25日 条例第7号
(保険料率)	(保険料率)
第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,100円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,300円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,800円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,700円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,200円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,000円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,200円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,800円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,900円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,400円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,000円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,100円</u>
ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 <u>第35条の3第1項</u> 又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、 <u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u> 以下この項において同じ。）が <u>80万円未満</u> ある者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。以下この項において同じ。）が <u>125万円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。） <u>、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。</u> ）	イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。） <u>、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。</u> ）
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>78,300円</u>	

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 84,300円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,100円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 113,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 133,900円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 140,600円

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 147,300円

(7) 次のいずれかに該当する者 83,700円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 98,100円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 107,900円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 124,200円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 127,500円

ア・イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 134,000円

ア・イ 略

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 154,000円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,700円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,700円」とあるのは、「32,100円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,700円」とあるのは、「46,800円」と読み替えるものとする。

附 則

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第11条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

ア・イ 略

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 137,300円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,300円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,300円」とあるのは、「31,300円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,300円」とあるのは、「45,700円」と読み替えるものとする。

附 則

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第11条 略

新旧対照表

○議案第24号 木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月23日 条例第5号</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月23日 条例第5号</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

新旧対照表

○議案第25号 木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月23日 条例第6号</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月23日 条例第6号</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

新旧対照表

○議案第26号 木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月21日 条例第5号</p> <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）</u> 第6章 <u>雑則（第36条）</u> 附則 （基本方針） 第4条 略 2～4 略 5 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （運営規程） 第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（5） 略 （6） <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> （7） 略 （勤務体制の確保） 第21条 略 2・3 略</p>	<p>木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月21日 条例第5号</p> <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）</u> 附則 （基本方針） 第4条 略 2～4 略 第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 略 （勤務体制の確保） 第21条 略 2・3 略</p>

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第23条 略

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第24条 略

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲

(従業者の健康管理)

第23条 略

(掲示)

第24条 略

覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(苦情処理)

第29条 略

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) 略

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準
(準用)

(苦情処理)

第29条 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) 略

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準
(準用)

第35条 略

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）、第33条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第35条 略

新旧対照表

○議案第27号 木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月14日 条例第3号</p> <p>目次 第1章～第5章 略 第6章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）</u> 第7章 <u>雑則（第34条）</u> 附則 第4条 略 2～4 略 5 <u>指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 6 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月14日 条例第3号</p> <p>目次 第1章～第5章 略 第6章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）</u> 附則 第4条 略 2～4 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>

3～8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(20) 略

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(22)～(31) 略

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保)

第22条 略

2・3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

3～8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(20) 略

(21)～(30) 略

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(6) 略

(勤務体制の確保)

第22条 略

2・3 略

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の健康管理）

第24条 略

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

（2）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第25条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（事故発生時の対応）

第30条 略

（虐待の防止）

（従業者の健康管理）

第24条 略

（掲示）

第25条 略

（事故発生時の対応）

第30条 略

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6章 準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 略

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）、第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第6章 準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 略

新旧対照表

○議案第28号 木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市営住宅設置管理条例 平成9年9月23日 条例第15号 (設置) 第3条 略 2 市営住宅の <u>区分、名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。</u> 別表(第3条第2項)			木更津市営住宅設置管理条例 平成9年9月23日 条例第15号 (設置) 第3条 略 2 市営住宅の <u>名称及び位置は、別表のとおりとする。</u> 別表		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
市営住宅			市営住宅	<u>久津間団地</u>	<u>木更津市岩根4丁目1番</u>
				<u>祇園団地</u>	<u>木更津市祇園2丁目8番、21番、22番</u>
	住吉団地	木更津市高柳二丁目8番、9番、15番及び16番		住吉団地	木更津市高柳2丁目8番、9番、15番、16番
	長須賀団地	木更津市長須賀1650番地		長須賀団地	木更津市長須賀1,650番地
	岩根団地	木更津市岩根二丁目1番		清見台団地	木更津市祇園2丁目6番5号
	東清団地	木更津市日の出町100番地232及び263から269まで		岩根団地	木更津市岩根2丁目1番
			東清団地	木更津市日の出町100番地232、263から269まで	
			略		
			江川団地	木更津市江川1,384番地	
略			略		

○議案第29号 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号</p> <p><u>(協議会)</u> 第5条 略 2 <u>協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、第3号に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略 (3) 第7条に規定する指導等に係る措置の代行に関する事項 (4) 略</p> <p>3～5 略 <u>(指導等に係る措置の代行)</u> 第7条 略 2 市長は、前項の規定による代行をしたときは、所有者等から当該代行に要した費用を徴収するものとする。</p>	<p>木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号</p> <p><u>(協議会等)</u> 第5条 略 2 <u>市長は、次に掲げる事項を協議会に諮問するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、措置の代行が緊急を要するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行について協議会へ報告するものとする。</u> (1) <u>法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</u> (2)・(3) 略 (4) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項 (5) 略 3 <u>協議会は、前項の諮問に応じ、必要な協議、審議等を行う。</u></p> <p>4～6 略 <u>(指導等代行措置)</u> 第7条 略 2 市長は、前項の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。</p>

1 経緯

脱炭素社会構築民間提案制度により事業採用し、令和2年6月9日付け基本協定締結

2 事業概要

市内照明灯（道路照明灯及び公園灯）をLED照明に更新し、LED化により実現する電気料金及び維持管理費の削減分により契約期間内の調査、施工及び維持管理を賄う事業

3 事業効果

〈電気料金及び維持管理費〉

対象物件	電気料金実績 (令和元年度実績)	削減額		
		電気料金	維持管理費	合計
道路照明灯	21,854,923円	▲15,322,406円	▲2,000,000円	▲17,322,406円
公園灯	6,842,680円	▲4,543,711円	▲1,000,000円	▲5,543,711円
合計	28,697,603円	▲19,866,117円	▲3,000,000円	▲22,866,117円
削減後電気料金				5,831,486円

契約期間削減額：22,866,117円×10年間＝228,661,170円

〈二酸化炭素〉

年間CO2排出量689トン ⇒ 201トン（▲488トン※）

※488トン = 令和元年度木更津市役所CO2排出量10,555トンの約4.6%に相当

4 対象数量

道路照明灯1,207灯（LED化の済んだ63灯についても、故障対応等の維持管理対象）

公園灯300灯（LED化の済んだ64灯についても、故障対応等の維持管理対象）

5 事業スケジュール（予定）

令和3年4月～ 詳細調査（現地調査、電力データ突合等）

6月～8月 LED更新作業

6 事業イメージ

（年間4000時間想定）※ランプ1本あたり



議案第31号 事業概要等

本議案では、公募により選定された事業者が整備する「特定公園施設(公共の公園部分)」を取得する契約について、議会の承認を得ようとするものです。

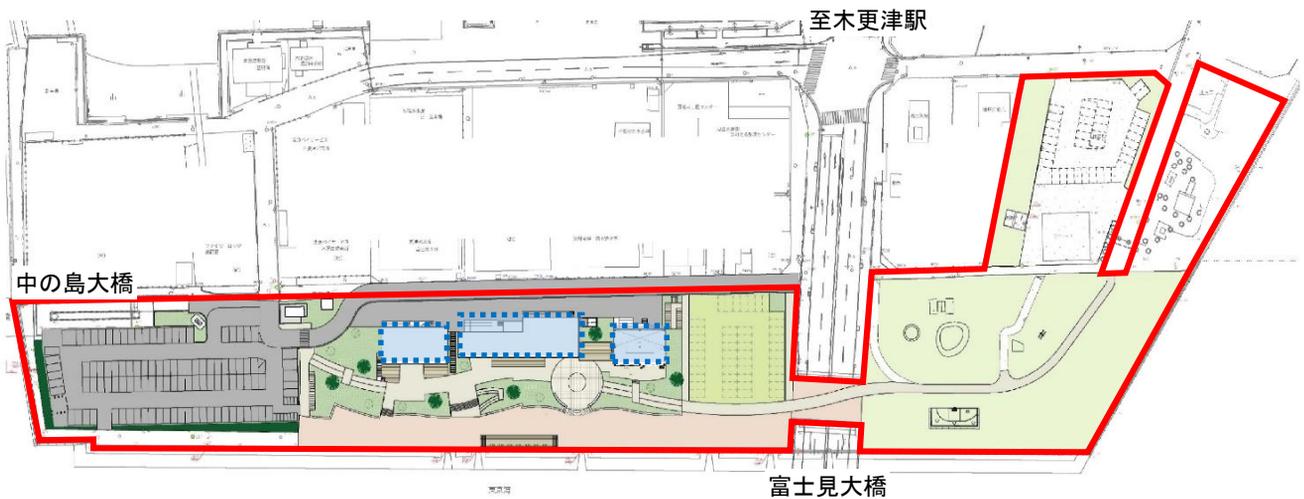
取得金額は、事業者からの提案価格に基づくもので、国の社会資本整備総合交付金を活用し、特定公園施設の整備に要する費用の一部を、施設の対価として負担するものです。

1. パークバイプロジェクト推進事業(鳥居崎海浜公園整備)について

本事業は、木更津市基本構想に位置付ける「みなとまち木更津再生プロジェクト」の実現を目指すパークバイプロジェクトの中で、新たな賑わいの拠点として、鳥居崎海浜公園の整備を先導的に進めるため、都市公園法の公募設置管理制度いわゆるPark-PFI制度を活用し、民間活力により公園利用者への新たなサービス提供を行う施設と周辺の公園施設を一体的に整備することで、利便性や魅力の向上を図るとともに、民間施設の収益を一部還元し、公園の整備・維持管理費に活用することで、市の財政負担の軽減を図ることを目的としています。



2. 施設計画について



① 特定公園施設 (公共の公園施設部分)

主な施設 園路、広場、駐車場、植栽等の工作物

↑ 今回の契約対象となるもの

② 公募対象公園施設 (民間の建物)

出店業種 飲食、宿泊等(予定)

3. 事業費について

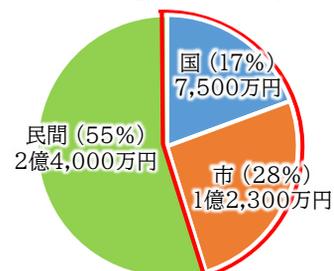
① 特定公園施設の整備費 4億3,800万円

内訳 民間負担 2億4,000万円(55%)

公共負担 1億9,800万円(45%)

② 公募対象公園施設の整備費 100%民間負担

特定公園施設の整備費負担割合
全体 4億3,800万円



4. イメージ図について



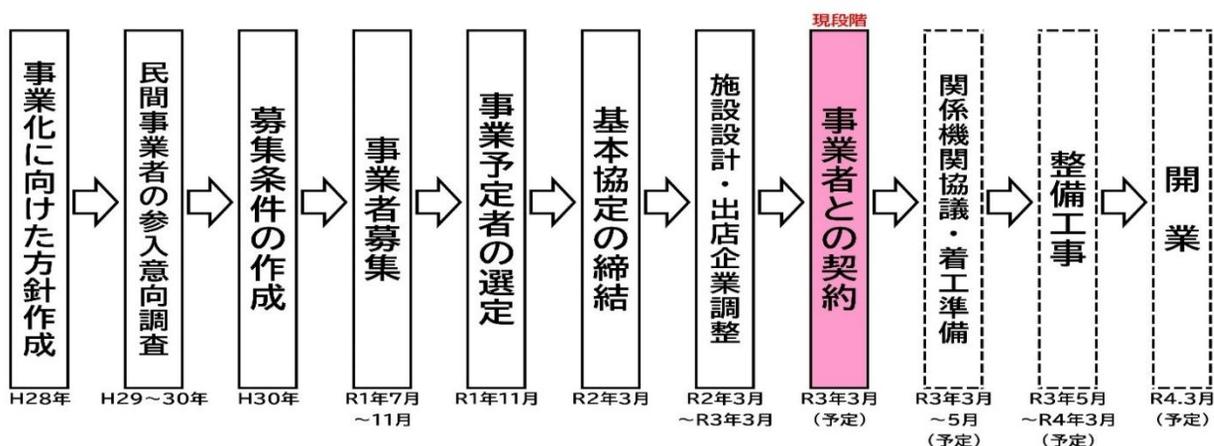
5. スケジュールについて

(1) 事業者との契約 令和3年3月

特定公園施設に関し、工事施工のための詳細協議・設計を行い、事業費が確定したため、市への譲渡価格や条件等を定め、建設・譲渡契約を締結します。

(2) 工事の着手 令和3年5月(本格着手8月)

工事に係る法令許可等を経て、工事に着手、令和4年3月の開業を目指します。
民間建物の建築工事等は、8月以降に本格着手の予定。



議案第32号 貸付理由等概要

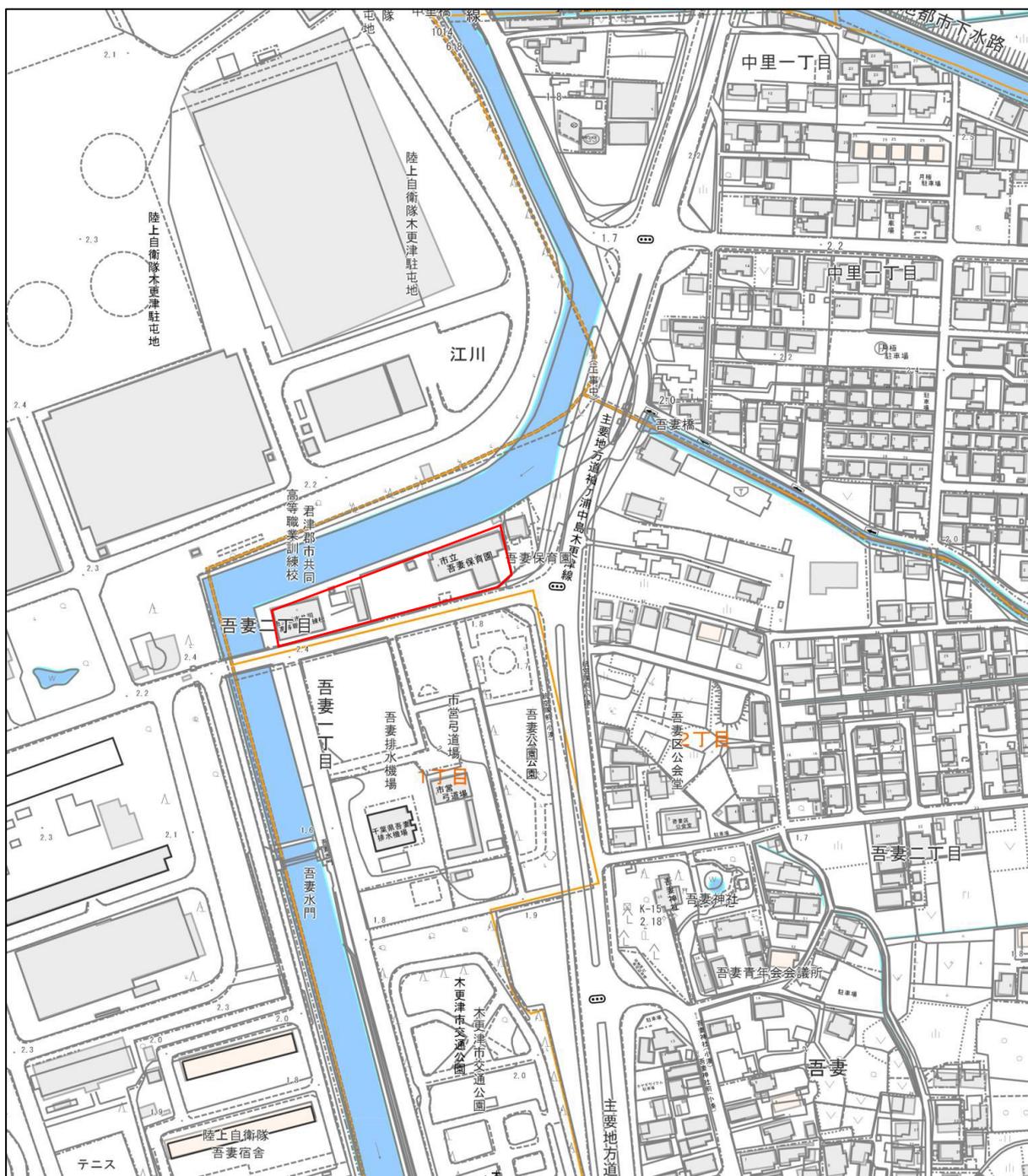
1 貸付理由

木更津市立吾妻保育園の運営を公募により選定された社会福祉法人木更津大正会に移管するにあたり、当該法人が多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、待機児童や地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを安定的かつ継続的に行うためには、当該土地を適正な対価よりも低額で貸し付ける必要があるため。

2 適正な貸付額

年額1,835,712円

3 位置図



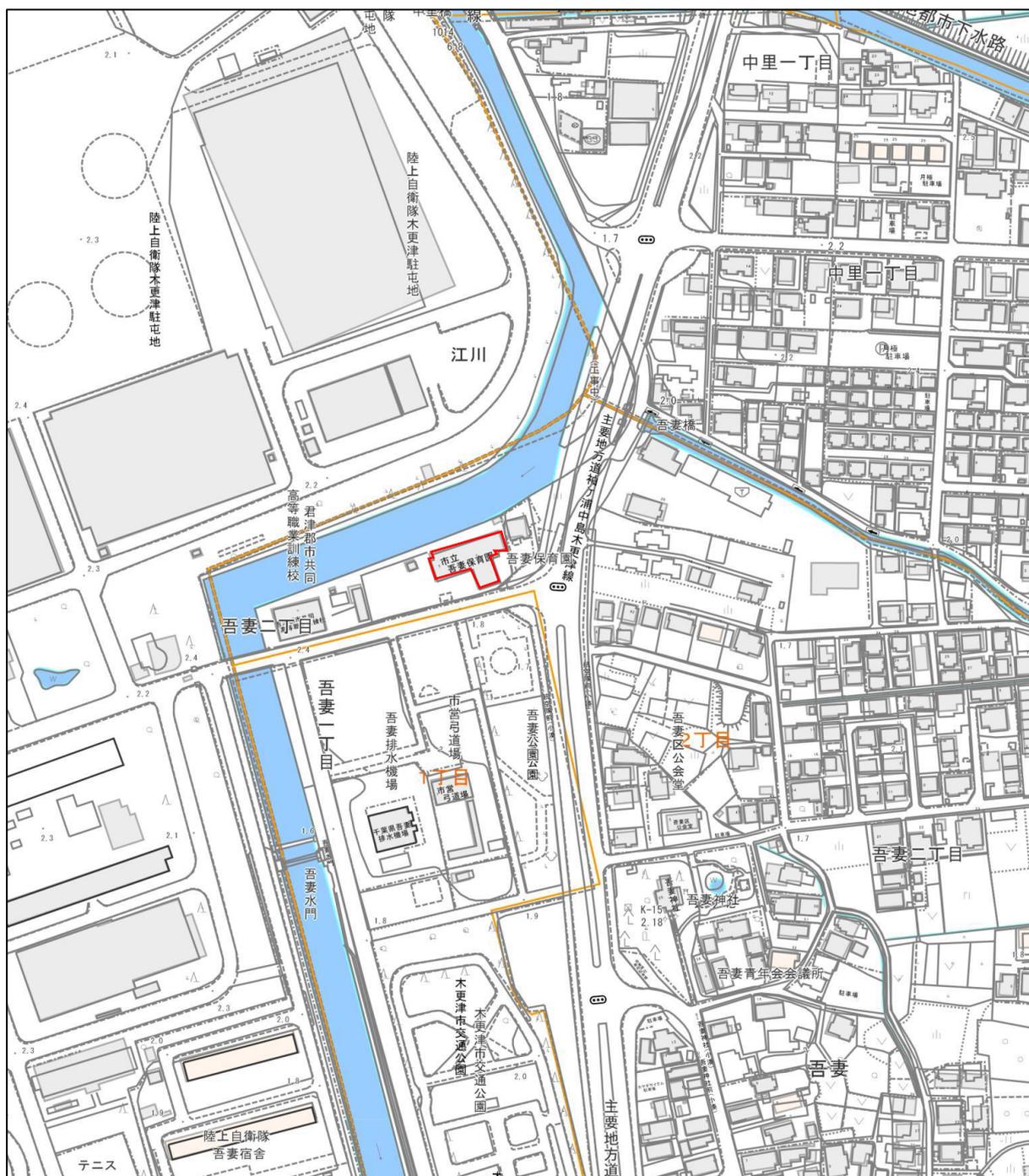
議案第33号 譲渡理由等概要

1 譲渡理由

木更津市立吾妻保育園の運営を公募により選定された社会福祉法人木更津大正会に移管するにあたり、当該法人が多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、待機児童や地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを安定的かつ継続的に行うためには、保育園園舎を無償で譲渡する必要があるため。

2 建物の評価額 13,435,740円

3 位置図



議案第36号 変更内容及び変更理由

・変更内容

第2期君津地域広域廃棄物処理事業		
契約金額	当初	82,060,000,000円
	変更（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除前）	82,645,739,000円
	変更（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後）	80,947,202,600円
差額（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後）		1,112,797,400円

※日本製鉄株式会社が一部費用負担することにより交付対象外となる交付金減額分が1億5,201万7,300円あるが、積算上、総事業費や契約金額に表れないため、実質的な7自治体のコストメリットは11億1,279万7,400円から1億5,201万7,300円を差し引いた9億6,078万0,100円となる。

【参考】自治体別負担額

自治体名	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	鴨川市	南房総市	鋸南町
割合 (%)	37.91	18.87	11.57	15.59	7.98	6.60	1.48

単位：千円（税込）

自治体名	当初 (A)	(年相当額)	変更契約金額 (B)	(年相当額)	実質負担額 (C)	(年相当額)	負担額比較 (D=C-A)	(年相当額)
交付金	14,237,666	—	14,085,649	—	14,085,649	—	-152,017	—
木更津市	25,711,447	1,285,572	25,991,130	1,299,556	25,347,215	1,267,361	-364,232	18,212
君津市	12,798,074	639,904	12,937,289	646,864	12,616,775	630,839	-181,299	9,065
富津市	7,847,044	392,352	7,932,402	396,620	7,735,882	386,794	-111,162	5,558
袖ヶ浦市	10,573,501	528,675	10,688,518	534,426	10,423,716	521,186	-149,785	7,489
鴨川市	5,412,222	270,611	5,471,095	273,555	5,335,552	266,778	-76,670	3,834
南房総市	4,476,274	223,814	4,524,966	226,248	4,412,863	220,643	-63,411	3,171
鋸南町	1,003,771	50,189	1,014,689	50,734	989,551	49,478	-14,220	711
合計	82,060,000	3,391,117	82,645,739	3,428,004	80,947,203	3,343,078	-1,112,797	48,039

・変更理由

事業者から提案があった、事業者のグループ会社（日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区）から排出される事業系ごみ（一部産業廃棄物扱いを含む。）を受入れることによる自治体処理委託費の低減を図る内容の提案を採用したため、契約金額の変更を行う。

新旧対照表

○議案第38号 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約

新	旧
<p>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日 告示第112号</p> <p>(協議会の事務所)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、<u>千葉県富津市下飯野2443番地富津市市民部環境保全課</u>内に置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、<u>富津市市民部環境保全課職員</u>によって構成する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、<u>関係市町</u>が負担する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>関係市町</u>は、前項の規定による負担額を、<u>富津市</u>に納付しなければならない。</p>	<p>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日 告示第112号</p> <p>(協議会の事務所)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、<u>千葉県木更津市潮浜三丁目1番地木更津市環境部まち美化推進課</u>内に置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、<u>木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室職員</u>によって構成する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、<u>関係市町</u>が負担する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>関係市町</u>は、前項の規定による負担額を、<u>木更津市</u>に納付しなければならない。</p>